

発議第3号

円滑な行政運営を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年12月4日提出

東伊豆町議会議長 栗原 京子 様

提出者 東伊豆町議会議員

壺井 政明

賛成者 東伊豆町議会議員

山田 豪彦
柳 山 節雄
西 塚 寿男
定 居 利子
稲 葉 義仁
須 江 衛
内 山 慎一
村 木 脩
鈴 木 伸和

円滑な行政運営を求める決議

先日の議案等説明会における質疑において、町長と担当部署の間で議案に対する認識や考え方について十分な議論がなされていないのではないかと推測せざるを得ないようなケースが散見された。

議案等説明会は、文字通り今後議会に提出する予定の議案説明を行う場であり、議案が議案として成立する為には、担当部署と町長の間でしっかりとした議論がされ、共通の認識を持っていることが大前提で、質疑の場でその点に不安を感じさせるようなことはあってはならない。

また、ある課題について様々な意見が交わされたり、しっかりとした議論が必要と推測される場合には、議案としてまとめる前の段階で全員協議会にかけていただくよう依頼していることもあるので、両会議体の性格の違いを意識して臨んでいただく必要もあると考える。

以上のことを踏まえ、また以前から提言させていただいた事項とあわせ、新規政策に関わる案件に関しては下記項目をこれまで以上に意識して臨んでいただくことを求める。

記

- 1 透明性を確保した行政運営に努めること
(明確な説明と適切な情報提供)
- 2 公平性・中立性を確保し、町民に対して説明可能な行政判断を行うこと
(複数視点・広範な視野からの検討と当局内でのしっかりした議論の集約)
- 3 事業の計画段階から費用対効果・実現可能性の検証を徹底すること
(適正な事業計画の作成と効果検証)
- 4 事業の進捗状況や成果を定期的に公表し、見直しを行う体制を整えること
(進捗を含めた情報共有の推進)

以上、決議する。

令和7年12月4日

東伊豆町議会